

		肢体不自由						体幹機能					視覚障害						聴覚機能障害				平衡機能障害		音声言語 そしゃく		内部障害			
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	5	3	4	1	2	3	4
義肢	義手	※切断した箇所を使用する者																												
	義足	※切断した箇所を使用する者																												
装具		※障害がある箇所を使用する者																												
座位保持装置		※長時間座位姿勢をとることができない者																												
盲人安全つえ		※安全確保のために使用する者																												
義眼		※整容のために使用する者																												
眼鏡	矯正眼鏡	※視力を矯正する者(ODは正視、6D以上は強度近視)																												
	遮光眼鏡	※網膜色素変性症等により、羞明感等を和らげる必要がある者																												
	コンタクトレンズ	※視力を矯正する者																												
	弱視眼鏡	※眼鏡で矯正しても文字等の識別が難しい者																												
補聴器	高度難聴用	ポケット型																												
		耳かけ型																												
			※2級から6級。(耳かけ型は、職業・教育上、真に必要とする者)																											
	重度難聴用	ポケット型																												
		耳かけ型																												
			※2級から3級。4級は両耳80dB(場合による)(耳かけ型は、職業・教育上、真に必要とする者)																											
耳あな式		※ポケット型・耳かけ型の使用が困難で真に必要な者																												
骨導式		※伝音性難聴者で耳漏れが著しい者など																												
車いす		※歩行困難者 ※2重度の歩行障がい者は要相談																												
電動車いす		※車いす使用困難者																												
歩行器		※歩行の補助として必要とする者																												
歩行補助つえ(一本杖を除く)		※歩行の補助として必要とする者																												
重度障がい者用意思伝達装置		※両下肢機能全廃1級及び言語機能喪失3級の手帳交付者またはALSと判定された者																												

※各補装具には耐用年数が設置されており、以前に交付をうけてからその耐用年数が経過していない場合は、更新を行うことはできません。
 ※2 重度の歩行障がい者は要相談 ※3 内部障害により歩行補助が必要な者